東京都立大学南大沢キャンパス支援実践活動/研究の指針

(人文科学研究科)

1. 目的

この指針は、東京都立大学南大沢キャンパス(以下「本キャンパス」という)に所属する研究者が代表者としておこなう、支援実践活動およびそれに伴う研究について、目標・計画・実施する際に遵守すべき事項を示し、適切な支援実践活動/研究を実施することを促すことを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は本キャンパスに所属する研究者が代表者となる、日本国内で実施する以下の支援 実践活動/研究に適用する。別の機関に所属して支援実践活動をおこなう場合には、その機関の 支援実践活動・研究に関する倫理規定に従うものとし、適用範囲から除外する。

- 1. 地域支援活動/研究
- 2. 福祉支援活動/研究
- 3. 行政支援活動/研究
- 4. 臨床心理学分野で開設されている心理相談室等に心理的問題への支援を求めてくる来談者に対する臨床支援活動/研究

3. 支援実践研究者の責任

- A) 支援実践研究者は、支援対象者ならびに来談者の問題に対し、その心理的な課題を支援するための活動をまずは最優先事項として考える。そのために、支援対象者ならびに来談者の権利と福祉を保護する責任と、そして、これを保障するためにできる限りの措置を執る責任を認識し、その責任を負わなくてはならない。
- B) 支援実践研究者は支援対象者ならびに来談者の性・年齢・学歴・地位・信条・人種(レイス)・民族・障害の有無、その他にもとづく差別的な扱いや言動、ハラスメントを行ってはならない。
- C) 支援対象者ならびに来談者への支援実践活動のために必要となる個人情報について、 用いる素材や題材、質問項目や心理テストなどの選定にあたっては、支援対象者なら びに来談者のプライバシーに十分配慮し、身体的・精神的負担および苦痛を最小限に するように配慮し、適切な対応や説明を行うようしなければならない。
- D) 支援活動や相談活動の実施経過において、予期しない事故・故障が生じたときには、 すみやかに支援活動の相談活動の責任者や、心理相談室または地域支援の責任者に報 告し、対応を仰がなくてはならない。

4. 研究計画書と倫理審査申請書の提出

A) 支援実践研究者は規定の手続きにしたがって、支援実践研究についての計画書と倫理 審査申請書とチェック・リストを提出し、東京都立大学南大沢キャンパス研究倫理委 員会(以下、「委員会」という。) の承認をうけなくてはならない。

5. 委員会の決定の遵守

A) 支援実践研究者は委員会の決定や勧告にしたがわなくてはならない。

- 6. プライバシー侵害の最小化
 - A) 支援実践研究者は、支援対象者ならびに来談者がプライバシーを保護される権利を有していることを尊重し、秘密保持を第一の義務としなくてはならない。
 - B) 支援実践研究者は、文章化されたものコンピュータ化されたものを問わず、自分の支配下にある記録の作成、保管、分析、アクセス、移管および破棄にあたって秘密を適切に保持しなくてはならない。
 - C) 支援実践研究者は支援対象者ならびに来談者または保護者代わり得る責任のある者に対して、どのような形でデータが共有され使用されるかについて伝達しなくてはならない. また,個人が識別できる(その人が誰だかわかる)研究データが将来も使われる可能性がある場合や、研究者自身が知らない間に将来使用される可能性がある場合には,その可能性についても伝達しなくてはならない。
 - D) 計画書に、プライバシー侵害の最小化するために実施する処置を含めなくてはならない。
- 7. 支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者に対する研究情報の提供
 - A) 支援実践研究者は、支援実践研究を論文や学会発表等において公表する場合、支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者に、支援実践研究の種類、性格、結果、その研究の結論について適切な情報を得る機会を迅速に提供し、また来談者が持つ可能性のある誤解について、それを解くように努力しなくてはならない。
 - B) もし学問的または人道的価値が、この情報の伝達を保留したり遅らせたりすることを 正当化する場合には、支援実践研究者はそれによって生じるリスクを減じるために、 理にかなった手段を講じなくてはならない。
 - C) 支援実践研究者は、特別な事情のない限り、支援対象者または代わり得る責任のある 者ならびに来談者または保護者が、研究者に連絡が取れる手段を提供しなくてはなら ない。
 - D) 計画書には支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者 に対して行う研究情報の提供に関する情報を含めなくてはならない。

8. 研究計画書の作成

- A) 支援実践研究者は支援実践研究を論文や学会発表等において公表する場合、研究計画 書を作成しなくてはならない。計画書において、支援対象者ならびに来談者になりう る人の権利と福祉の適切な保護の措置をし、関連法規に適合することを保証する必要 がある。
- B) 支援実践研究者は計画書を作成する際に、支援実践研究の倫理性について十分考慮し、 倫理問題がはっきりしない場合は、専門家の意見を求め、委員会の助言を求めること により解決をはからなければならない。
- C) 支援実践研究者は、支援対象者ならびに来談者にとり予期されるリスクについて十分 に考慮し、取りうる限りの処置を講じなくてはならない。
- D) 支援実践研究者は、リスクが含まれる場合には、そのような障害が生じた場合の、補 償や医学的処置について措置をしておき、計画書にその内容を含めなくてはならない。
- E) 支援実践研究者は、計画書および申請書にプライバシーの侵害を最小化するために実施する措置を含めなくてはならない。
- F) 支援実践研究者は計画書にインフォームド・コンセントの実施方法を含めなくてはな

らない。

- E) 支援実践研究者は外部資金からの助成を受けて研究を行っている場合には、そのこと を明記しなくてはならない。
- 9. インフォームド・コンセントの取得
 - A) 支援実践研究者は、支援実践活動段階ではB) に従って、また論文や学会発表等において公表する段階ではC) に従って、来談者または保護者ならびに支援対象者または代わり得る責任のある者に対してインフォームド・コンセントの取得しなければならない。
 - B) 支援実践活動を継続的に実施する場合、来談者または保護者ならびに支援対象者または代わり得る責任のある者との間で、合意を交わす必要がある。委員会で承認されない限り、この段階でのインフォームド・コンセントの取得に際し、支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者に対して、以下の情報を提供しなくてはならない。
 - (a) 支援実践活動の実施者と責任者の氏名・所属・連絡先。
 - (b) 実践活動のあり方。
 - (c) スーパーヴィジョンなど、実践活動の相談のあり方。
 - (d) 支援対象者ならびに来談者にとって利益となるかもしれない別の手続きや処置が ある場合には、その情報。
 - (e) 来談または支援自発的なものであり、来談または支援を拒否する自由はいつでもあり、他機関における支援活動をうける自由度がどの段階においても十分に保障されていること。さらにこの段階での支援実践研究の取り決めを放棄する権利を有すること。
 - C) 委員会で承認されない限り、論文や学会発表等の専門領域において公表する可能性のある場合には、支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者の了解を取ることが必要である。支援実践研究者は以下のような条件を持つ合法的なインフォームド・コンセントを取得する必要がある。
 - (a) 支援対象者ならびに来談者から取得すること。本人が判断できない場合には、本人に代わり得る責任のある者の判断を求め、そのものから取得すること。
 - (b) インフォームド・コンセントの対象となる支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者が理解可能な形であること。
 - (c) 支援実践研究としての参加・不参加について判断する十分な機会を与えること。
 - (d) 支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者による自 筆のサインを求めること。
 - D) 委員会で承認されない限り、C)の段階のインフォームド・コンセントの取得の際に支援実践研究者は支援対象者または代わり得る責任のある者ならびに来談者または保護者に対して以下の情報を提供しなくてはならない。
 - (a) 研究代表者の所属・氏名・連絡先および研究分担者の所属・氏名。
 - (b) 支援活動ではあるが、支援実践研究の目的があること、
 - (c) 支援対象者ならびに来談者が経験すると予期されるリスクと不快。
 - (d) 支援実践研究から得られると予期される支援対象者ならびに来談者に対するベネフィット。
 - (e) 支援対象者ならびに来談者の匿名性がどの程度守られるかについての情報。
 - (f) データの提供が自発的なものであり、データの使用を拒否する自由があること。
 - (g) データを研究の伝達した目的と異なった形で使用する可能性や、研究者自身が知

らない間に将来使用される可能性がある場合には、その情報。 (h) 研究が営利団体からの助成を受けている場合には、その情報。